

ながの法律事務所 主催

第10・11回労務問題勉強会

勉強会テーマ

最新労働裁判例解説



開催

7月 8日 (木) 17:00~18:00

日時

7月 29日 (木) 17:00~18:00

開催

ZOOM開催

定員

先着10名

方法

費用

無料

【お問い合わせ先】 **ながの法律事務所** (長野県弁護士会所属)

住所: 長野市西後町624番地3

TEL: 026-236-1188 E-mail: kanai@nagano-lo.com

営業時間: 午前9時~午後6時 事務所HP: <https://www.nagano-lo.com/>

弁護士 酒井宏幸 山岸重幸 飯田武寛 今井優太 金井崇晃



第10回勉強会（7月8日）

- ・外国人に対する誹謗中傷・民族差別を内容とする文書の会社内配布等の違法性（大阪地判令和2・7・2）
- ・性同一性障がい者である国家公務員に対するトイレ使用制限等の違法性（東京地判令和元・12・12）
- ・被用者が使用者の事業執行について第三者に加えた損害を賠償した場合における使用者に対する求償の可否（最二小判令和2・2・28）
- ・法定外年休について使用者が法定年休部分とそれ以外の部分を区別せずにした時季指定の効力（東京高判令和元・10・9）
- ・育児期間中に契約社員に移行した女性従業員の正社員復帰請求の可否・雇止めの適法性（東京高判令和元・11・28）
- ・勤続手当の支給額を凍結する旨の職員給与規程の改訂および労働協約締結の効力等（大阪地判平成31・4・24）

第11回勉強会（7月29日）

- ・タクシー乗務員の歩合給につき、売上高から残業手当相当額を控除して支給することと労基法37条違反の成否（国際自動車（第2次上告審）事件、最一小判令和2・3・30）
- ・有期契約労働者と無期契約労働者との退職金に係る相違と労契法20条違反の成否（メトロコマース事件（最三小判令和・10・13）
- ・有期契約労働者と無期契約労働者との年末年始勤務手当・祝日給・扶養手当に係る相違と労契法20条違反の成否（日本郵便（大阪）事件、最一小判令和2・10・15）

【ながの法律事務所のセミナーの特徴】

- ・ **少人数の勉強会方式**ですので**気軽に質問**ができます。講師以外の弁護士も出席するので、**他の勉強会より豊富な情報提供とともに活発な情報交換**ができます。
- ・ ご参加頂いた方には**無料法律相談（初回30分）**などの**特典**もありますので、この機会に是非お申込下さい。皆様のご参加をお待ちしております！

【勉強会参加者の声】

- ながの法律事務所第9回勉強会に参加された先生の感想
～Googleフォームでの回答より抜粋～
- ・「とても満足。具体的な事例を基にしたセミナーで、大変勉強になりました。」
 - ・「満足。解雇に関する知らなかった判例を色々示していただき勉強になりました。」

お申込みは下記を記載のうえ、FAXで送信下さい。FAX：026-236-1177

出欠	<input type="checkbox"/> 7月8日（木）午後5時～	<input type="checkbox"/> 7月29日（木）午後5時～
貴事務所名		ご参加者名
所在地		電話番号
E-mail		